

# 高等女学校規程から高等女学校令に

From Kotojogakkokitei to Kotojogakkorei

永 田 千 恵 子

はじめに

- I 当時の女性観と女子教育観
  - II 女子教育の理念と制度化
- ま と め

## は じ め に

我が国の教育制度は、明治5年「学制」が發布されたのに始まり、明治政府は、「男女の別なく」男女平等に教育を受けさせる方針を示した。しかし、この「学制」の中には、特に女学校に関する規程はなかった。そして、女子教育は、男子教育に比較して、初等から中等段階でも不振であった。文部省の明治15年の訓告（「文部省第十年報」）には「女子教育ノ振ハサルハ本邦從來ノ弊風ニシテ其甚キニ至リテハ、措テ問ハサルモノアリ近時文運ノ旺昇スルニ随ヒ小学女生徒漸次ニ増加シ云々」<sup>(1)</sup>として、女子教育の状況について述べている。これは、国民全般にわたる女子の教育に対する理解不十分によるところもあったが、政府としても、このような風潮に対して、格別な努力や啓発をおこなわなかったことにもよるものである。云いかえれば、政府は、男女教育の普及・整備だけで精一杯で、格別の努力・啓蒙の必要なものに、手が廻らなかったということであろう。

この状況のもとで、明治24年12月14日付勅令第243号、改正中学校令中の第14条に、はじめて制度として「高等女学校」の名称を用い、女子に必要な高等普通教育を施す所で、尋常中学校の種類として「高等女学校」を位置づけた。さらに「高等女学校規程及説明」<sup>(2)</sup>は、文部省令第1号として、明治28年1月29日、女子中等学校の規程として、初めて出されたものである。この規程説明の中で、高等女学校について「爾来別段ノ規程ヲ定ムルコトナク自然ノ発達ニ任シテ今日ニ至レリ（中略）高等女学校ノ需要益々多キヲ加ヘタレハ今ニ於テ之カ制度ヲ定ムルノ必要ヲ認メ本規程ヲ発セリ」<sup>(3)</sup>と記し、今まで女子の中等教育を自然発生のまま放任してきた事実を認めている。沢柳政太郎も、この規程が出されることについて「女学校に関する一般の規定がなかったために、同じく女学校といっても、学科課程入学資格等一様でなく、中には高等普通教育を授けるのではなく、一科若くは数科を限りて専門的教授をなすものもあっ

た。それで二十八年に、初めて高等女学校規程を定め<sup>(4)</sup>として、放任されていたので、それぞれ独自に、女学校教育が行われていたことを述べている。

その後、4年経過して明治32年2月8日、勅令第31号「高等女学校令」<sup>(5)</sup>が公布され、高等女学校は、女子の中等教育機関として、男子の中等教育機関と明確に分離されて、制度の確立がなされたのである。

今回は、女子の中等学校としては初めて出された、この「高等女学校規程」制定から「高等女学校令」へと改定される時期の女性観や女子教育観が、どのようなものであったかを考察し、また、当時の女子教育の理念と制度化が、いかなる性格のものであったかを明確にしたいと思う。

## I 当時の女性観と女子教育観

「学制」以後、女子の中等教育は、一部の地方自治体や宗教関係者によって実施されたが、一般的にみれば、男子に比較して、極めて遅れていたことは前記の通りである。しかも、その内容は「学制」直後の文明開化の西洋文化の輸入から、教育に関する勅語の渙発以後、日清戦争を終えての国家体制強化の風潮によって、「学制」直後の「西欧化」から「日本化」への傾向を強めるものであった。これは「高等女学校規程」制定前後の女子教育観ならびに、その基底にある女性観にみることができる。

当時の模様を、明治27年(1894)の『女学雑誌』は、社説において次のように記している。「時運一転し、世間反動保守に僻し、世人再び日本の古風を慕ふの時節(1行略)かゝる種類の女学校にあらざれば、来学するもの尠なく、然らざれば、大抵、家内に閉居して、古への女芸をのみ学ぶ云々」<sup>(6)</sup>「こゝに於てか即ち古風もしくは、職業的の女子教育隆盛となりたり、(中略)裁縫及び女工のみの教育にして如何で能く賢母良妻を作ることを得んや、」<sup>(7)</sup>これは、伝統的な日本風の女子教育を復活し、女子教育の目標の中に、家庭的な職業教育の必要と、国家の要望に応え得るような、日本的な良妻賢母といえるようなものの養成が考えられたのである。

このような日本的良妻賢母の教育は、女子と男子とが、社会的な活動において、同一のものではないという女性観に基づき、男女別学の教育理念を、より明確にしようとしたものと考えられる。このような考え方は、この時期に始めてみられるものではなく、既に「学制」以後にも一部でみられたものであるが、それがこの時期に表面にあらわれ、制度的に明確化することを志向されたと考えられる。

「学制」によって、男女平等の教育が受けられるようになったが、明治12年教育令第42条によって、小学校を除いて男女別学の方針がとられた。この別学とは、男女が同一の教育を受けることができないこと、つまり、女子が、男子と内容の異なる教育を受けることを意味してい

る。このことは、関西女子教育会討議で、意見として出される内容にもあらわれている。それは「人皆な各々天稟の長所を異にす、男女は其の異にするの度合ひを一層大きくする耳。」そして、女子を盆栽の松にたとえ、放任自由に育て「其后ち之を剪伐調整すべきが如し。」<sup>(8)</sup> というものである。これは、女子を、男子の志向する一定の枠にはめようとするもので、男子にとって、非常に都合のよい考え方によるものであるということが出来る。この男子中心の考えは、井上毅の意見にもみられ、男は外を治め「女は温和にして機敏精微の質を具ふる」から、女は内を治める固有の性能がある、として「故に西の国にても女子に政權を予へざるは各国の同き所なり。彼男女同權の説は唯私權に就てのみ云々」<sup>(9)</sup> に示されている。このような当時の女子教育観の中で、文部大臣、西園寺侯爵は「今日は稍旧時に復して女子をば男子の為に便利なる様に教育せんとする思想、一般なるが如し」<sup>(10)</sup> と述べ、相変わらず明治28年(1895)においても「男尊女卑」の思想が根強く残っていることを指摘している。そして、さらに「日本の現在の有様にては、女子は未だ十分の地位に達したる者とは思はれず。広く世界の有様を見るに、開化の程度高き国ほど、女子の地位も、亦高きことは、疑ふべからざる所なり。故に余は適當の方便により、漸次に女子の教育を進歩せしめ、以て次第に女子の地位を高くせんことを望む」<sup>(11)</sup> とするのが西園寺文部大臣の教育上の意見である。文部省普通学務局長木場貞長も、女子教育の事について西京の教育大会で「文部省は今後女子教育の奨励を勉むべき旨を明言」<sup>(12)</sup> した由であるが「毎に中以上の社会の女子のみ其風潮に影響され、中以下の社会の女子、殊に村落の女子に至りては毫も奨励の恩澤に浴せず。されば今回の奨励は、願くは其辺より着手されべき者なり。」<sup>(13)</sup> と『教育時論』は述べている。また「最も急要なるものは、女子の高等教育なり。円満にして徳操高き婦人を養成することは、最必須なることなり。然れども是等新思想に富みたる婦人が、舅姑と云へるが如き旧思想にて、固めたる人の間に処することは、尤困難なることなり。故に新旧思想の調和と云ふことは、高等女学校の常に注意せざる可らざる所なりとす。」<sup>(14)</sup> と、女子教育の普及とともに、男子とは異なった、女子に「固有」の教育内容のあることを述べている。これは、必ずしも近代的女性の育成ではなくて、日本的な家族制度のもとでの家庭婦人の育成を課題としたものである。

従って「高等女学校規程」制定前後の女子教育は、「学制」以後の西欧風の女子教育を多少は残しながらも、復古的な日本の家族への適応を志向する方向を示すようになったという社会的状況であったことが理解できる。それは他方で、女子中等教育の普及をはかるための方向であり、女子の中等教育が、特定の階層の女子を対象としたものから、より広い階層の女子にとり社会的条件に、政府が対応させようとしたものだと考えられるのである。それとともに、明治28年(1895)の「高等女学校規程」制定の基底に、既に中等教育においては男女別学の教育の目的や内容が考えられていた、とすることができる。

## II 女子教育の理念と制度化

「学制」時代には、女学校の設置は制度的に、きわめてあいまいであり、各学校で規則・内容などを制定している。それにも拘らず、明治12年の教育令で、制度上、中等教育では「女子師範の設アリト雖モ、其高等普通学科ヲ教フルモノニ至リテハ僅ニ数地方ニ過ギズ（中略）女子ノ最モ急ニスベキ所ノモノハ、修身ノ道ナリ、坐作進退ノ節ナリ、家事経済ノ要ナリ、子女養育ノ法ナリ。是等ノ事、皆一ヲ闕クヲ得ズ。而シテ其他猶ホ裁縫、手芸等ノ要件アリ。今之ヲ措キテ優美嫺雅ノ風ヲ薰陶セントスル、亦已ニ難シ」と、女子教育についての状況を述べるとともに、既に、男女別学の内容とその後の方針を示している。

このような状況で、明治28年「高等女学校規程及説明」が出され、その「第11条 本令ニ依ラサル学校ハ高等女学校ト称スルコトヲ得ス」及び、同32年「高等女学校令」の「第16条 私人ハ本令ノ規定ニ依リ高等女学校ヲ設置スルコトヲ得」により、この規定に従って設立した学校のみ高等女学校という名称を用いることができるという制度整備がなされている。それとともに、この「高等女学校規程」は、学科目・入学資格・修学年限などの規則を明確に規定したのである。それは、学科目・入学資格・修学年限などが男子の中等普通教育の中学校とは異なるものであった。なお、明治32年の「高等女学校令」

高等女学校の学校数、生徒数

年 度	学 校 数	生 徒 数
明 始 22	25	3,274
23	31	3,120
24	29	2,768
25	27	2,803
26	28	3,020
27	14	2,314
28	15	2,897
29	19	4,152
30	26	6,799
31	34	8,585
32	37	8,857
33	52	11,984
34	70	17,540

文部省著『学制百年史』資料編  
（昭和47年10月1日発行）p. 224

では入学資格が男子の中学校と同様であったが、修学年限は、高等女学校と中学校とでは、やはり異なるものであった。但し、この「高等女学校」という名称は、既に同15年7月東京女子師範学校に付属高等女学校が設置された時に、初めて使用され、当時としての女子の高等普通教育機関とされたものである。

このような状況のなかで、公立高等女学校は、さきの「高等女学校規程」や「高等女学校令」などの制度によって、順次全国各地に設置され、全国的に普及してきたのは左表の如くである。しかし、私立の女学校は、明治32年の「高等女学校令」などで、内容整備をはかれることになるが、一方では、明治32年の「私立学校令」<sup>(15)</sup>によって、政府の監督下に置かれることになり、国家主義の教育体制の中に組み込まれ、さまざまな制約を受けることになる。私学の中でも、キリスト教関係の学校は、さらに宗教教育禁止の令（明治32年8月3日、文部省訓令第12号）<sup>(16)</sup>によって、

困難な状態に追い込まれることになる。その状況について中嶋邦は、文部省訓令第12号が出されたあとのことについて「キリスト教系 諸学校ハ 決定的な 窮地においこまれることとなり、（中略）教育行政上、さまざまな問題について措置が構ぜられるごとに、必ずといっていいほど私学に対する制限が加えられ、監督取締規定が強化されるという方向をとったのであって、自ら私学の自主・自営・特色といったものに影を落すこととなったのである。たしかに学校令によって、とかく批判のある私学の教育内容が整備され引き上げられるという側面もあった云々」<sup>(17)</sup>と述べている。

このように女子の中等教育が「高等女学校規程」から「高等女学校令」へと整備されることによって、その普及と教育水準の向上については内容整備がはかられたが、それは、男女別学という政府の方針を制度化したものであり、また、復古的な方針を徹底させたものであったといえる。さらに、その制度的整備は、公立・私立の、それぞれの制度・内容の独自性を少なくし、その全般的な内容の画一化を徹底させたものでもあった。そしてまた、教育内容の最低水準の引き上げに役立ったかも知れないが、同時に国家統制の強化をはかったものであるということが出来る。

このような政府の教育方針の高等女学校への反映の一つに「家庭婦人の教育」がある。これは「高等女学校令」に関連しての修身科の教授内容にも明らかにみることが出来る。この「家庭婦人の教育」は、まさに日清戦争後の風潮に対応したものであり、所謂、日本的な「良妻賢母」の教育である。

日清戦争が起り、翌28年戦勝して、国家の威光の高まる状況下において、女子の中等教育は、何を求められていたのか、その萌芽は、もう少し時代を遡ることになる。即ち、明治20年に、国家主義教育の方針の基礎をつくったと云われる文相森有礼は、「一中国地方 学事巡視に際しての説示」<sup>(18)</sup>の中で「女子教育の主眼とする所を要言せは。人の良妻となり人の賢母となり一家を整理し子弟を薫陶するに足るの氣質才能を養成するに在り。（1行略）国家富強の根本は教育に在り。教育の根本は女子教育に在り。女子教育の挙否は国家の安危に係るを忘るへからず。又女子を教育するには 国家を思ふの 精神をも養成すること極めて緊要なりとす。」と述べて、国家のための良妻賢母の育成が女子教育の目的であり、それが女子教育にとって緊要であるとしている。これは、国家が女子教育を振興させることに努めること、その女子教育の具体的な方向を示したものであるとみることが出来る。この森文相のあと、同32年4月、文相樺山資紀が、地方長官を召集した際の訓示<sup>(19)</sup>には「女子ノ 中等教育ニ 関シテハ（1行略） 中等 社会ハ 独男子ノ 教育ヲ以テ 養成シ得ヘキモノニアラス 賢母良妻ト 相俟チテ 善ク 其家ヲ 齎ヘ」「故ニ 女子 教育ノ 不振ハ 現今 教育上ノ 一大 欠典（3行略） 中人以上ノ 女子ヲシテ 洽ク 就学セシムルノ 途ヲ 開クコトヲ 要ス（中略） 高等女学校ノ 教育ハ 其生徒ヲシテ 他日 中人以上ノ 家ニ 嫁シ 賢母良妻タラシムルノ 素養ヲ 為スニ 在リ 故ニ 優美高尚ノ 氣風 温良貞淑ノ 資性ヲ 涵養スルト 俱ニ 中人以上ノ 生活ニ 必須ナル 學術技芸ヲ 知得セシメンコトヲ 要ス云々」として、ま

ず中等教育を推進させるためには高等女学校が必要であり、その中等教育は賢母良妻の養成を目的としている。そしてなお、賢母良妻の資質や女子教育の内容にまで言及して、さきの森文相の国家主義による良妻賢母の女子教育に具体性をもたせたものであるといえるものである。

菊地文相も同35年2月、全国高等女学校長会議において「良妻賢母トナルト云フコトガ将来大多数ノ仕事デアルカラ女子教育ト云フモノハ此ノ任ニ適セシムルト云フコトヲ以テ目的トセネバナラヌノデアル」<sup>(20)</sup>として、「良妻賢母」が女子教育の目的である、と訓示している。「良妻賢母」「賢母良妻」は、言葉上の表現は多少異なるけれども「良妻」「賢母」は、森文相から順次、次代の文部大臣に引き継がれて、高等女学校の、そして女子中等教育の目的とされたのである。このような政府の女子教育に対する方針に対して、一般社会の反応は、『女学雑誌』では「女子教育大勢一転の機」<sup>(21)</sup>の中で「賢母良妻」になるための教育が望まれているとし、『教育時論』も「女子教育の気運」<sup>(22)</sup>に「女学校を設立して他年一日、良妻となり、賢母となり得べき女子を養成」、また「女子教育の方針」<sup>(23)</sup>と題して「良妻賢母を育成するの方針を執り」としている。さらに、三輪田女学校を設置した三輪田真佐子も「普通的女子教育は、學術を教へ、技芸を授くるばかりが、その目的にあらざるべし。唯良妻賢母たる実質を有する人物をこそ望ましけれ。」<sup>(24)</sup>と述べている。これらのことは、当時の中等教育機関である高等女学校は、「高等女学校令」「私立学校令」或いは「宗教教育に関する文部省訓令」などの法令に準拠し、女生徒に対しては国家に役立つ良妻賢母の養成を目的として、女子の中等教育を推進していたことを明らかにしているものである。

この「良妻賢母」を目的とする教育の内容の概略を、「高等女学校令」と、その施行規則などによってみることにする。高等女学校は、入学資格が小学校6年修了で、修業年限4年、但し土地の状況により一年の伸縮ができることになっている。この高等女学校の教育課程は、その大綱を同年の「高等女学校ノ学科及其程度ニ関スル規則」<sup>(25)</sup>で規定されたが、その詳細が2年後の同34年に「高等女学校令施行規則」<sup>(26)</sup>で定められた。科目目は、修身（教育に関する勅語の旨趣による）、国語、外国語（英または仏）、歴史、地理、数学、理科、図画、家事、裁縫、音楽、体操で、その他に教育（家庭教育）、手芸を随意科目としている。なお「高等女学校令」発布の際には、まだ細則がなかったので、「高等女学校長協議会に就ての所感」<sup>(27)</sup>に、「之に付帶したる諸規則は、更に発布せられずして荏苒今日に至れり。（中略）漫に設置を奨励して其手段を具備せず（中略）文部の威信何に依てか立たん（中略）当局は宜しく職責に反省して云々」と述べて、「高等女学校令」という法令のみが先行して、その内容がまだ定まっていないということでは、実際の教育はできない、として、女子教育に対する文部省の不満や怠慢ぶりを激しく責めている。しかし、この高等女学校の教育課程は、この時に、全く新しい、独自のものを作成したのではなくて、その原型を明治28年の「高等女学校規程」にみることができるのである。従って、女子独自の教育内容は、まず、「高等女学校規程」で開始され、「高等女学校令」で全般的に整備され、一応の完了がなされたとすることができる。

一般世論としても、施行規則が出される前にはあるが、「学科の低等なる、男子の中等教育にすら比較すべくもあらず。称して高等女学と云ふは、単に小学に対して名くるもの耳。(1行略)依然として旧の如し。(中略)戦勝の国民の重んずべきは、尚武の気象にあり、女子教育は美を奨励して人心を柔弱にす、則はち尚武に不利益なりと。」<sup>(28)</sup> によって、女子教育が積極的に進められない理由を知ることができる。「今の高等女学校の科程は(1行略)高等小学修業の年限後、僅々ニケ年の勉学をもて今の所云ゆる高等女学の卒業とはなす也、名に於て高等たり実に於て極めて低度たる此の女学科程」<sup>(29)</sup> であり、「政府が高等の名を冠せたる高等女学校なるもの、程度の如何に低きかを見よ。民間に於ける女子高等普通教育の如何に貧しきかを見よ」<sup>(30)</sup> と云われるように、男子の中等教育とは比較にもならぬ低い学科内容であることを指摘している。しかし、一方には「現今の女学校生徒が、卒業の後、人の妻となり、人の母となりて、一家を経営する時に当り、家政に適せず、唯空漠なる理窟を唱導するは、其学科高きに過ぎて、実用に適せず云々」<sup>(31)</sup> とも述べられている。高等女学校の程度が低い、という意見は、『女学雑誌』に多くみられ、その反対意見である学科が高すぎて実用に適しない、というのは『教育時論』にみられるものである。『女学雑誌』は、女子のための啓蒙誌であり、『教育時論』は、男子を読者とする雑誌である。そして、後者の方に女子は理論よりも実的なものが必要であるとする考えがあり、両誌の見解の違いを知ることができる。なお、このことについては、時代が少し遡るが、明治22年『教育時論』の社説「高等女学校ハ政府ニテ篤ク保護スルニ及バズ」の中にもあらわれている。それは「高等女学校ノ如キ(1行略)一個ノ女子ノ若クハ其女子ノ嫁シタル一家ニ被フルニ過ギズシテ、到底全般人民ノ利益トナル者ニアラズ、之ヲ如何ゾ、妄ニ国財ヲ消糜シテ、女子教育ノ事ニ充ツベケンヤ」<sup>(32)</sup> であって、男性社会での女性観が強く感じられる。

『女学雑誌』も、「世人往々、下の如き理由を陳じて女子の高等教育を否むものあり。その言に曰く。女子は家庭を治めて内助の役を尽すべきものなれば、之に高等の教育を与ふることは無用なりと」<sup>(33)</sup> として、当時の社会の人々が女子教育に対して如何に無理解であったかを述べている。

## ま と め

「良妻賢母」をめざす高等女学校の教育内容は、男子とは異なる女子特有の科目が定められ、その学科の程度は男子よりも一段低いものであった。当時は男子中心の社会で、今みてきたように、女子の中等教育についての理解が不十分であったため、男子の中等教育よりも程度の低い女子中等教育機関である女学校に「高等」を付け、「良妻賢母」を目的としたのである。「高等」と名付けられたけれども、実際には男子の中等教育よりも低度なのが「良妻賢母」の教育であったといえる。なお、「高等女学校令」制定を、我が国の全般的な教育制度の

高等女学校規程から高等女学校令に

展開からみれば、それは、この制定によって、我が国の中等教育の制度が明確化し、複線型に入ったことを示すものであるということが出来る。それは、中等教育を、まず性別によって分離し、さらに同32年の「実業学校令」(文部省著『学制百年史』資料編参照)の制定によって、普通教育と職業教育の学校制度も分離したということである。

[注]

- (1) 明治15年『文部省第十年報』明17.7月編纂 p. 29-30.
- (2) 文部省著『学制百年史』資料編昭47.10.1発行 p. 130-131.
- (3) 同上書 p. 131.
- (4) 沢柳政太郎著『我が国の教育』明43.東京同文館蔵版 p. 269.
- (5) 文部省著『学制百年史』(前掲書) p. 134-135.
- (6) 『女学雑誌』第371号 明27.3.17 p. 1.
- (7) " 第381号 明27.5.26 p. 3.
- (8) " 第374号 明27.4.7 p. 5.
- (9) 『教育時論』第351号 明28.1.15 p. 23.
- (10) " 第350号 明28.1.5 p. 15-16.
- (11) " " " p. 16
- (12) " 第365号 明28.6.5 p. 10.
- (13) " " " p. 10.
- (14) " " " p. 32.
- (15) 文部省著『学制百年史』(前掲書) p. 34-35.
- (16) 三井為友 編集・解説『日本婦人問題資料集成』第四巻 ドメス出版発行 p. 265.
- (17) 女子教育研究双書2. 日本女子大学女子教育研究会編『明治の女子教育』中嶋邦 p. 48-49.
- (18) 『日本婦人問題資料集成』(前掲書) p. 214.
- (19) 『教育時論』第514号 明32.7.25 p. 22-23
- (20) 『日本婦人問題資料集成』(前掲書) p. 280-281.
- (21) 『女学雑誌』第381号 明27.5.26 p. 2-4.
- (22) 『教育時論』第431号 明30.4.5 p. 11.
- (23) " 第524号 明32.11.5 p. 38.
- (24) " 第458号 明31.1.5 p. 21.
- (25) 文部省著『学制百年史』(前掲書) p. 136.
- (26) 同上書 p. 138-139.
- (27) 『教育時論』第508号 明32.5.25 p. 35.
- (28) 『女学雑誌』第426号 明29.9.25 p. 3.
- (29) " 第421号 明29.4.25 p. 3.
- (30) " 第413号 明28.8.25 p. 5.
- (31) 『教育時論』第380号 明28.11.5 p. 8.
- (32) " 第135号 明22.1.15 p. 6.
- (33) 『女学雑誌』第421号 (前掲誌) p. 2.